

第 2 章 社協における権利擁護システム

第2章 社協における権利擁護システム

第1節 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の今後の展開の方向性 （～社協における権利擁護システム調査研究事業中間報告書より～）

調査結果から明らかになったことは、権利擁護ニーズが高まり複雑化する傾向が続く一方で、判断能力に不安を感じる利用者の権利を擁護する社会資源が十分醸成されておらず、また、利用しにくい状況があり、ニーズと社会資源とのギャップがますます拡大していることである。

社会資源の中では、成年後見制度と並んで「地域福祉権利擁護事業」は1999年の制度創設以来、着実に実績を伸ばし権利擁護のみならず生活支援においても重要な役割を果たしてきた。

全国の状況を見ると都道府県の取り組みの格差も指摘され、実施主体である社会福祉協議会の地域福祉機能を活かし、地域において利用者が安心して暮らせる基盤になるという方向で拡大してきた面と、地方の財政事情などの背景もあり、必要な実施体制の充実が伴わない現状も見られる。

2007年度の「日常生活自立支援事業」への名称変更の背景には、これまでの名称では住民の権利擁護全体をカバーしなければならないという印象が強かったことがあると言われている。一方で、2006年度の介護保険法改正によって高齢者分野の権利擁護、虐待防止を担う機関として「地域包括支援センター」が位置づけられることとなった。

沖縄県においては、調査結果に見るように、困難なニーズにも真摯に対応し利用者の立場に立ったきめ細かな支援をおこない、利用契約が伸び続けてきた結果として、今日、契約待機者が増大し、実施体制が追いつかないという事実となって表れている。

本委員会では、こうした実施体制における現状の危機意識に立つと同時に、新たな時代状況を踏まえ、本事業が本来は予防的で利用しやすい制度として、地域の中で潜在化しやすいニーズを受けとめ、支えていくことをねらった制度であるという原点を再確認した上で、すべての人びとが人間らしく自身の人生を主体的に生きる権利を守り高めていくための社会全体の権利擁護システム構築を目指し、本事業の機能・役割を今後どのように位置づけていったらいいのかについて、調査結果の分析から政策面および実践面全般にわたる提案を行いたい。

第1項 調査結果からの課題 ～ 7課題に集約

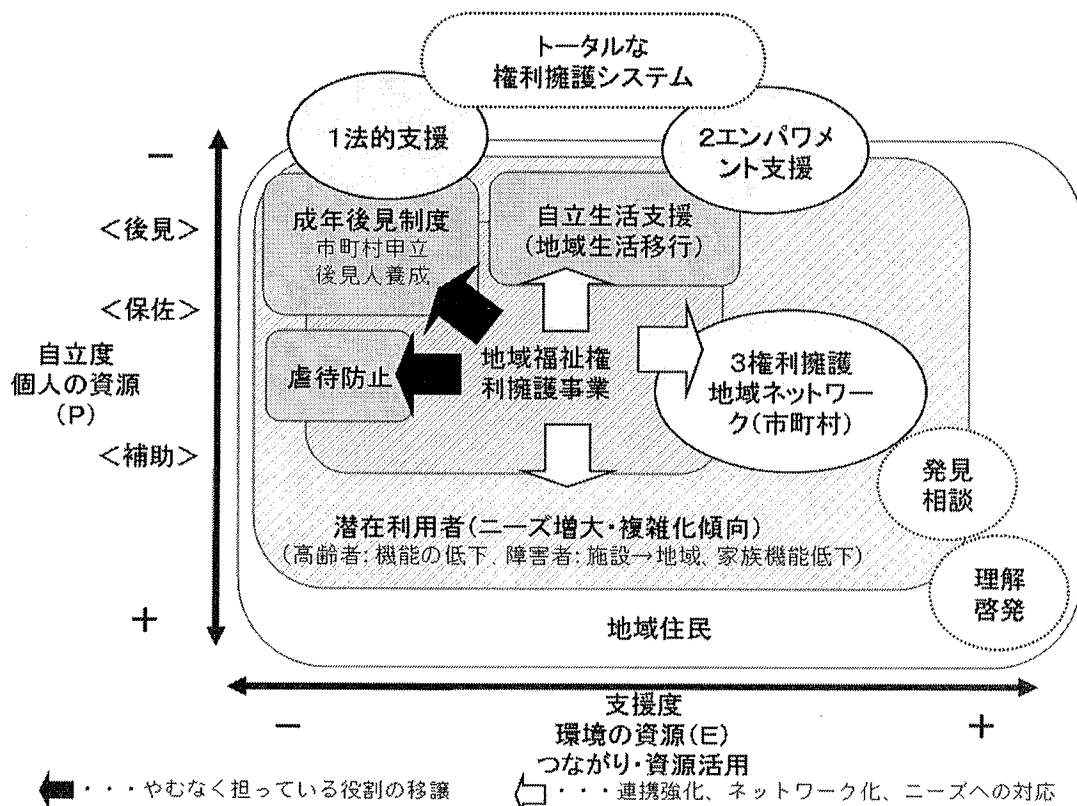
利用者調査	1) エンパワメント支援、2) 事業の改善、3) 実施体制の充実、4) 専門性向上、5) ネットワーク構築、6) 法的支援、7) 他サービスの開発
専門員調査	1) 対応困難事例、2) 専門性の向上、3) 関係機関・市町村との連携・調整体制、4) 専門員の配置などの実施体制
関係機関調査	1) 施設→地域生活支援（エンパワメント支援）、2) 待機者の解消、迅速な対応、内容・範囲の拡大、3) その他のサービスを含めたトータルサポート、4) 実施体制の充実、5) 理解・啓発・広報

以上の課題について重複等も含めて7課題とし、政策面、実践面にわたる事業に関する提言、トータルなシステムに関する提言を行いたい。

事業に関する提言	1 事業内容の充実	1) 事業のよさ・強みをいかす運営 2) 困難事例への対応策 3) 対象（利用の適格性）の焦点化
	2 実施体制の充実	1) 専門員の配置のあり方 基幹的社協（現在）→市（短期）→市町村（将来） 2) 生活支援員・推進員の確保・養成
	3 専門性の向上	1) 専門員の待遇改善・モチベーション維持 2) 専門員・支援員の研修体制・スーパービジョン体制の充実（サポートシステム）
トータルなシステム提言	4 法的な支援	1) 権利侵害等、法的な専門支援につなぐ必要のあるケースの相談・つながりのシステム化 2) 成年後見制度の市町村長申立推進と後見人養成
	5 ネットワーク構築	1) 関係機関の連携・調整の体制づくり 2) 市町村を中心とした地域ネットワークの確立 3) 新しい社会資源の開発
	6 エンパワメント支援	1) 金銭管理を中心とした地域における利用者本人の自立支援プログラム（試行と提案）
	7 権利擁護の理解啓発	関係者・市民の研修・懇談、キャンペーン

第2項 将来ビジョン ～ 目標は「トータルな権利擁護システム」

図A：トータルな権利擁護システムと地域福祉権利擁護事業（構想）



現状の権利擁護のための主要な社会資源は、成年後見制度と地域福祉権利擁護事業

(日常生活自立支援事業)であるが、その2つの社会資源を中心としながら、すべての人が、その人の人生の主体者として尊厳ある生活を送ることができるような権利を保障し、高めていくことを目的として、その目的が達成できる仕組みを「トータルな権利擁護システム」を構想する。(図A)

このトータルな権利擁護システムは、権利侵害に対して法的対抗を担う「1 法的支援」システム(L)、本人主体の生活力、問題解決力を高める「2 エンパワメント支援」システム(E)、多様な機関・サービス・資源をつなぎ、地域住民の権利意識を高めつつ、予防的な対応が可能になる総合的な「3 権利擁護地域ネットワーク」(市町村単位を目標,N)の3層のシステムによって重層的に構成される。

このトータルなシステムにおいて本事業は、その特長を活かすことのできる領域に力を入れ、他の社会資源が対応することが可能でふさわしい利用者については積極的な移行をすすめる。図Aの中の矢印はそれを表している。すでに存在する成年後見制度については、その積極的な活用を図るとともに、活用がすすまない原因に対するプログラムを実施する。「虐待防止センター」については、その機能を提案していく。施設から地域生活への移行に必要な金銭管理を含む自立生活支援プログラムについては、事業の中でも試行しながら施設・機関との協働をすすめ提案を行う。そして、本事業の実施基盤をより利用者に身近な地域社会に移行させるために、事業の実施主体を順次、市町村へ展開し、市町村ごとに「権利擁護地域ネットワーク」の組織化をすすめるという事業の発展を構想したい。

第3項 権利擁護実施計画 ～ 事業の市町村への展開をすすめる

取り組むべき課題が大きいだけに、権利擁護システムの実現には時間がかかる。安心して暮らし続けられる社会のあり方についての住民や行政の理解をすすめ、関係者の努力を結集し、実績を積み上げ、財源をさらに投入する必要もある。そのため実現に向けた計画化を行う必要がある。

本委員会では、このビジョン実現のために、段階的な実施計画を提言するものであるが、そのカギとなるのは、本事業の市町村への展開であると考えられる。そこで、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の市町村展開を中心課題としながら、次の権利擁護実施計画モデル案を提案したい。

計画期間		中心的な達成課題	サブシステムにおける達成課題
短期計画 (3年)	2008～10年度	本事業の市における実施 (在宅利用待機者の解消、施設入所者・病院入院患者利用可能地域の全県拡大)	モデル市におけるネットワーク実施(N) 成年後見制度・市町村長申立制度の推進・虐待防止センターの設置(L) 金銭管理自立支援プログラムの試行(E)
中期計画 (6年)	2014年度まで	本事業の全市町村における実施	成年後見制度・後見人養成事業の推進・虐待防止センターの充実(L) 地域包括支援センターとの協働事業(N)、日常生活全般の自立支援プログラムの機能(E)
長期計画 (10年)	2017年度まで	トータルな権利擁護システムの実現	全市町村に地域権利擁護ネットワーク構築(N) それぞれのサブシステムの有機的な機能

現在は、本事業の実施体制の基盤は基幹型社協（県内5か所）である。調査結果からも、広域対応の非効率（訪問時間、連携・ネットワーク構築など）の問題点が大きくなっている。現在、住民に身近な福祉サービスのほとんどが市町村を責任主体としており、高齢者の権利擁護システムも市町村-地域包括支援センターの体制充実の中で整備されていく政策動向を考えると、本事業の市町村への事業展開が不可欠である。

財源構造については、現在の国 1/2、県 1/2 の負担から、市町村の分担、あるいは市町村の独自事業化を誘導する方向を模索していく必要がある。

第4項 具体的な実施計画（プログラム）提案

課題の解決、目標の実現には、多様な関係者がそれぞれの持てる力を発揮し、相互に関連しながら、総合的なシステムづくりを担っていく必要がある。ここでは、現在、県社会福祉協議会が実施主体となっている地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を社会福祉協議会として充実させていくことを中心としながら、行政（県および市町村）、関係機関、法律専門家、地域住民の役割についても提言を行う。

記号は次の実施主体を意味する。

■-県社会福祉協議会 □-市町村社会福祉協議会 ●-県 ○-市町村行政
▼施設・機関 ★-法律専門家 ♥-当事者を含む地域住民

A. 権利擁護事業に関するプログラム

1. 事業内容の充実

1) 事業のよさ・強みをいかす運営 ■□

①地域の社会福祉協議会のネットワーク活用

遠慮や恥意識から「自身の権利行使ができない」ことも広く権利擁護の範囲としてとらえながら、地域のつながりを活かしつつ、権利侵害の予防に取り組む。

②相談から利用までの敷居の低さ、気軽さ（困難になった場合の移行の確保）

③生活支援員の内部資源（生きがい）と利用者への尊重感のあるかわりを活かし、本人の自ら解決する力を高める支援をすすめる。

2) 困難事例への対応策（困難性の課題分類-本人・家族・環境・法的など）

●○■□▼★♥

①課題分類別の事例検討、支援モデル計画、マニュアル等の検討

3) 対象（利用の適格性）の焦点化 ～ 成年後見制度への移行の推進 ■□

①実施体制上の理由から利用の適格性については制限的にならざるを得ないため、限られた資源を必要性の高い利用者に投入することを基本にする。

②利用者の支えとなる資源開発を行う。

施設・機関における金銭管理モデル規程（適正処理を担保するシステムを含む）、地域生活移行の自立支援プログラム、市町村社会福祉協議会による独自事業実施など

2. 実施体制の充実

1) 専門員の配置のあり方 ●○■□

制度の根幹たる専門員の増員を行い、その配置については、段階的に市町村へ移行させる。基幹的社協（現在）→市（短期目標）→市町村（全市町村社協での実施を

中期目標とする)

ただし、専門員の市町村配置を行った後も、県社協においては、専門領域とのコーディネートや助言を行い、また市町村における困難対応をサポートするスーパーバイズ機能を位置づけつつ、役割分担を行う。

- ①市町村行政、市町村社協が実施するインセンティブを検討する。
- ②金銭管理・財産管理実務に関する相互（内部）チェック体制を構築する。
- ③契約締結審査会、運営適正化委員会による審査・監督体制を充実させる。
- ④市町村社協における契約締結審査会の設置を検討する。（県との役割分担）
- ⑤市町村社協内におけるスーパーバイズ機能（ピアも含む）の確立を検討する。

2) 生活支援員・地域福祉権利擁護推進員の確保・養成 ■□♥

生活支援員の確保養成に力を入れる。（市町村社協中心）

生活支援員の活動費（支援時、研修など）の充実について検討を行う。

生活支援員同士の情報交換、研修会などの機会を設ける。

生活支援員の活動時の事故対応の保険について検討を行う。

地域福祉権利擁護推進員については、さらに小地域における確保・連携を検討する。

3. 専門性の向上

1) 専門員の待遇改善・モチベーション維持 ●○■□

- ①自主研究などに補助金、発表の機会の確保
- ②基本的には正規職員雇用が可能となるような雇用形態を前提とし、ケアマネジャーのように制度的な身分保障やキャリアアップができる体制となるよう制度などの改善要望をしていく。

2) 専門員・支援員の研修体制・スーパービジョン体制の充実 ■□▼★♥

- ①現状の質を維持しつつ、市町村展開を行い、さらに専門性の向上、発展。
- ②研修計画の策定
- ③県内におけるカンファレンスの定例実施とスーパービジョン体制の確立
（法律・福祉・医療の専門職組織、大学・専門学校等の養成機関との連携、契約締結審査会の機能との連携あるいは拡充）
- ④事務補助員の導入、事務の合理化、軽減となるコンピュータシステムの導入検討

B. トータルな権利擁護システムに関するプログラム

4. 法的な支援

1) 権利侵害等、法的な専門支援につなぐ必要のあるケースの相談のシステム化

■□▼★

①「金銭搾取」「消費者被害」「多額の借金」などの課題ごとのマニュアルとつなぎ・連携先の確保 →地域における域包括支援センターを中心とした行政窓口、法的な専門家も含む対応ネットワーク（虐待防止センター、虐待防止ネットワーク）の創設を促す。高度な専門性が必要な困難事例については、県段階における虐待対応専門家チーム派遣体制の確立を行う。

2) 成年後見制度の市町村長申立の推進と後見人養成 ●○■□▼★♥

- ①利用支援事業の活用
- ②法人後見の担い手の検討

③後見人養成のための協力体制づくり

(弁護士会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、司法書士会と社会福祉協議会)

5. ネットワーク構築

1) 関係機関の連携・調整の体制づくり (主として県域・圏域) ●■▼★♥

- ①法的、高齢、知的、精神、医療、虐待などの領域それぞれのネットワークと重層的な体制をつくる。多様な相談機関・支援機関とのネットワークづくり。
- ②総合的な見守り体制づくりのなかで役割分担を行い、重荷が集中しないようにする。キーとなるコーディネーターが不在の場合が課題。高齢の場合のケアマネジャーが中心となる体制をモデルに、それぞれの領域ごとに検討する。

2) 市町村を中心とした地域ネットワークの確立(地域包括支援センター)

○■□▼★♥

- ①市町村の計画(高齢者、障害者、地域福祉計画など)に権利擁護を盛り込む。
- ②市に事業展開した際には、生活保護制度に関する連携体制が市福祉事務所とつくりやすいことから、困難事例を中心としたサポートネットワークをつくる
- ③市町村社協の事業実施の前提として、まず市町村社会福祉協議会関係者の権利擁護の理解を深める必要がある。職員・会員・地域住民に向けた啓発を行う。
- ④市町村に「権利擁護相談センター」の設置と「権利擁護地域ネットワーク」の立ち上げを行う。
- ⑤モデル市町村での、地域包括支援センターや福祉事務所、保健所、法律専門家、保健医療分野、地域関係などの総合的なネットワークを実施する。
(潜在ニーズの掘り起こし、住民の気づきから相談につなげる仕組みづくり)

6. エンパワメント支援

1) 金銭管理を中心とした地域における利用者本人の自立支援プログラム(試行と提案) ■□▼♥

<例：自立支援センターが実施しているピアカウンセリング・ピアサポート、精神のデイケアなどで行われているSST、広い意味では高齢者の介護予防プログラムなども含む>

- ①施設から地域生活移行に向けて実施している機関の取り組みをモデル化。
- ②実際に権利擁護の中で可能となっている自立支援について評価をする。
- ③自立生活アシスタント事業などを政策提起する。
(地域で一人暮らしをする知的障害者、精神障害者に対して衣食住、健康管理、消費生活、余暇活動、コミュニケーション支援を訪問しながら行う派遣制度)

7. 権利擁護の理解・啓発

1) 関係者・市民の研修・懇談、キャンペーン ●○■□▼★♥

- 2) 県社協・センターの役割として、領域ごとの法制度の問題や、経済社会の構造的な問題を明確化しながら、権利擁護を広く問題提起し、アピールしていく。●

第2節 市町村社会福祉協議会独自の緊急金銭管理等支援について

本節では地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）および成年後見制度の狭間にある利用者について、市町村社会福祉協議会が独自に、どのような取り組みが可能であるか提起をする。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）は、事業の利用契約を結ぶ事のできる判断能力を有していることが利用条件となっている。事業の利用前に、所定のガイドラインによってその判断能力について判定を行い、疑義がある場合は、医師、弁護士、社会福祉士などで構成する契約締結審査会（県社会福祉協議会に設置）に図り、審査を行う。利用契約を結ぶ事のできる判断能力を有していない場合、**①成年後見制度の利用につなげる必要があるが、成年後見制度利用までの間の対象者の支援をどうしていくかが課題**となっている。

また、地域福祉権利擁護事業では、契約待機者を多く抱えており、**②地域福祉権利擁護事業利用までに相当な待機期間が必要となっており、その間の対象者の支援についても課題**となっている。このことから、本節では、主に上記2つの課題に対し、市町村社会福祉協議会として、どういった取り組みが可能であるか、その具体的提起と課題についてまとめる。

第1項 社協独自の緊急金銭管理等支援の取り組みの基本的な考え方

制度の狭間にある対象者への具体的取り組みの基本的な考え方については、次のとおり整理する。

- 社会福祉協議会独自の金銭管理等の支援の取り組みは、制度の狭間にある対象者への緊急的な援護の意味合いをもつものである。
- 制度の狭間にある対象者への取り組みであるため、社会福祉協議会独自の金銭管理等支援の取り組みの事業実施には柔軟性が必要であるが、一方、支援内容において対象者の金銭の取扱や預かり等、重責が伴うため、対応可能な実施体制および内部牽制システムの確立、必要な損害賠償保険の加入および行政の関与を組み込んだ上で実施する必要がある。
- 制度の狭間にある対象者のニーズが多い状況があるとすれば、既存の法制度の充実や基盤の拡充、新たな法整備をしていくことが前提として必要であり、緊急的な援護が恒常的な取り組みとなるべきではない。
- 市町村社会福祉協議会独自の取り組みについては、当該市町村行政や地域住民の協力なくしては実現しない。
- 特に十分な制度的な担保がなく、やむを得ず、当該対象者の権利を擁護するため

に行うような取り組みについては、当該市町村行政との十分な調整の上、対応していく必要がある。その際、要援護者への救済の趣旨から市町村行政における措置的な担保（老人福祉法10条の3、高齢者虐待防止法9条2項、同16条、障害者自立支援法2条1項等）を行い、市町村の委託により、当該市町村社会福祉協議会において支援をしていくことが想定される。

第2項 具体的な取り組みについて

1 対象者との契約による緊急金銭管理・書類預かり等支援

(1) 想定される対象者

- A. 地域福祉権利擁護事業までの緊急的なつなぎ（地域福祉権利擁護事業の契約待機者）
- B. 判断能力に不安はないが、金銭管理支援、書類預かりが必要な場合

(2) 具体的な取り組み内容と留意事項

- 地域福祉権利擁護事業の契約待機者に登録されている対象者の内、他の社会資源による支援が得られない対象者について、対象者住の市町村社会福祉協議会において、対応可能な範囲で、金銭管理等の支援を緊急的に実施していくことが求められる。
- 市町村社会福祉協議会で実施する場合は、ケアマネジメントサイクルによって支援を実施することが必要で、常に支援内容の再評価、アセスメント、支援計画の見直しを図り、他の社会資源で対応可能な場合は、その社会資源に繋げていくことが必要である。
- 市町村社会福祉協議会においては必ず、実施要綱（モデル要綱参照）を策定し、対象者と金銭管理委託契約書等を締結した上で支援を行う。
- 対象者との契約や支援の際は、行政や関係機関と連携し対応していく。
- 事業担当者は、支援内容の記録を必ず行うとともに、対象者の金銭の出納について、出納ごとに事務局長決裁を行うなど内部牽制体制を設ける。
- 対象者が市町村社会福祉協議会の介護保険サービス、障害者自立支援サービス等を利用している場合は、利益相反関係となるため、事業実施担当者を分け、対象者の不利益とならないように十分考慮する。

- 対象者の判断能力が十分でなく金銭管理委託契約書の締結が難しい場合、また、予め判断能力の低下が想定される場合は、早急に、成年後見制度の利用につなぐ。

2 契約締結能力がない対象者の緊急金銭管理・書類預かり等支援

(1) 想定される対象者

- A. 成年後見制度で、必要な後見人等の選任がなされるまでの間、支援が必要な対象者
- B. 成年後見制度を申立しておらず、緊急的な金銭管理・書類預かり等支援が必要な対象者

(2) 具体的な取り組み内容と留意事項

①行政よりの委託による実施

- 対象者の生命や安全を確保するために緊急の対応が求められる場合は、行政責任として適切な支援を行うべきである（老人福祉法10条の3、高齢者虐待防止法9条2項、同16条、障害者自立支援法2条1項等）。
- 市町村（行政）の委託により、社会福祉協議会が、当該対象者を支援していくことが想定される。
- 社会福祉協議会が支援を行う場合は、市町村（行政）の委託により、支援内容についても、行政からの指示・監督のもと実施する。
- 市町村（行政）の委託により、社会福祉協議会が支援を実施する場合は、実施のための人員、予算等の確保が優先される。
- 実施のための人員、予算等については、市町村（行政）の責任において確保する。

②審判前保全処分による財産管理者としての支援

成年後見制度の申立をしているが、本人の財産などに関し権利侵害やその恐れがあり、緊急の対応が必要な場合に、家庭裁判所から、社会福祉協議会が財産管理者として選任を受けることも想定される。

第3節 成年後見制度について

本節では、成年後見制度について、社会福祉協議会が取り組むべき課題について、提起する。

成年後見制度は、全国で32,629件の申立実績（平成18年度）があり、前年度比約55%の増加となっている。利用が急速に伸びてきている。社会福祉士や弁護士等の第三者の後見人として受任している件数も伸びているが、身寄りがいない者や適切な第三者後見人が見つからないなど、第三者後見人が不足している現状がある。

成年後見人等が確保できないこと、成年後見制度の市町村長申立についての理解不足などにより、適切な福祉サービスの利用に結びつかなかったり、経済的な搾取などの事案も発生していることから、社会福祉協議会としても、地域住民の権利擁護を推進していく立場から、成年後見制度に関する取り組みを今後、行っていく必要がある。

第1項 具体的な取り組みと考え方について

（1）具体的な取り組みに関する考え方について

- 地域住民へ成年後見制度の普及・啓発を行い、制度利用の必要な方を適切な窓口へ紹介したり、制度利用に結び付けていく。
- 市町村（行政）に対し、成年後見制度の市町村申立等がスムーズになされるようその他の虐待対応なども含む総合的な専門窓口整備を求めるとともに、各市町村社会福祉協議会との協働体制を構築する。
- 第三者後見人が不足していたり制度の未周知が要因となる要援護者の権利侵害を防止する観点から、社会福祉協議会を中心として、弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士等の専門家や市民、当該市町村（行政）等の協力を得ながら、第三者後見人を確保する。
- 第三者後見人を確保する取り組みについては、社会福祉協議会が自ら法人として、後見を受任することも想定される。その際は、弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士等の専門家や市民、当該市町村（行政）等の協力を得ながら実施する。
- 社会福祉協議会が自ら法人として後見を受任する方法のほかに市町村長、社会福祉協議会、その他を社員とする公益法人（公益社団法人等）を設立し、後見を受任することも想定される。
- 社会福祉協議会が、後見を受任していく実施体制を整えるための人件費や運営費については、市町村（行政）で担う必要がある。その際、広域の市町村で、共同で拠出し運営していくことも想定される。

- 運営基金を設立することも想定される。基金には、市民からの寄付などを受け、後見報酬の支払いができない生活困窮者への支援にあてることも想定される。
- 平成 20 年度中に、沖縄県社会福祉協議会において、法人後見モデル事業を実施し、市町村社会福祉協議会の中からモデル社協を選定し、実施体制の確立を行っていく必要がある。
- 法人後見モデル事業を実施する際は、当該市町村行政、家庭裁判所、成年後見にかかわる職能団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、精神保健福祉士会等）との十分な連携のもと実施する必要がある。
- 市町村社会福祉協議会における成年後見に関する取り組みについて支援する体制を沖縄県社会福祉協議会において整備する必要がある。

（２）社会福祉協議会における具体的な取り組み

- ①成年後見制度に関する地域住民への啓発・普及・市町村行政と協働した制度の利用支援体制整備
- ②後見人材バンクや後見サポートセンターの設置
- ③法人後見等の受任

第4節 虐待防止機能について

本節においては、社会福祉協議会が取り組むべき虐待防止機能について、提起する。特に高齢者虐待については、高齢者虐待防止法が施行されており、国、地方公共団体、国民の責務等が規定されているが、社会福祉協議会としてどのような取り組みが想定されるのかを提起したい。

第1項 具体的な取り組みと考え方について

(1) 具体的な取り組みに関する考え方について

- 社会福祉協議会としても、高齢者虐待防止法の趣旨により、地域課題の一つとして、虐待防止に関する取り組みを強化していく。
- 社会福祉協議会として取り組みをする際、地域包括支援センターや行政の役割を明確化した上で、社会福祉協議会の特性・強みを活かした活動を行っていく。
- 平成20年度から沖縄県社会福祉協議会で実施される高齢者虐待防止専門家チーム派遣事業により、沖縄県内の高齢者虐待対応の取り組みの強化をしていく。
- 障害者虐待防止の取り組みについても、行政や関係機関とのネットワーク構築により積極的な取り組みを行っていく。

(2) 社会福祉協議会における具体的な取り組み

- 行政や警察などと連携し、虐待防止や人権に関して地域住民や民生委員などを対象とした研修会の開催や周知パンフレットの作成・配布
- 虐待防止に関して、民生委員や地域住民などによる要援護者の早期発見・見守りネットワークの構築
- 行政や関係機関との高齢者虐待防止ネットワーク構築への協力、ネットワークの一員としての活動
- 平成20年度から沖縄県社会福祉協議会で実施される高齢者虐待防止専門家チーム派遣事業を活用した各市町村での虐待防止策や権利擁護ネットワークの構築